

鉄道車両等の貸切運行をご検討の皆様へ

(注意喚起)

令和4年9月1日

国土交通省東北運輸局観光部長

- 平素より、地方運輸局の交通、観光行政につき、ご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。
- 本年は鉄道開業150年の節目の年であるなど、鉄道に対する関心が高まっているなかで、JR各社や大手私鉄から地域鉄道に譲渡された車両の運行が観光資源として注目されております。また、バス車両についても現存する車両の少ないものについて、その希少性に注目が集まり、観光資源として活用されているものもあるところです。
- その際、鉄道等の交通事業者自ら運行するケース、旅行業者が貸し切って運行するケースではなく、個人や団体が貸し切りを行うケースにおいては、以下の点をはじめとした旅行業法の規定にご留意いただくようお願いいたします。
 - ・車両の貸し切りを企画される方（以下「オーガナイザー」という）は、その方の名において旅行者との間で旅行契約を締結する場合は、オーガナイザーの旅行業務に関する無登録営業（旅行業法違反。以下同じ）となります
 - ・旅行業者の名において旅行契約を締結する場合でも、オーガナイザーにおいて申し込みを受け付け、旅行代金を收受する行為は、旅行業務に関する無登録営業となります
 - ・次の例のように、相互に日常的な接触のある団体内部で参加者が募集され、オーガナイザーが当該団体の構成員であることが明らかな場合におけるオーガナイザーによる参加者の募集は、企画旅行の実施のための直接的な旅行者の募集とみなされません
 - ① 同一職場内で幹事が募集する場合
 - ② 学校等により生徒を対象として募集する場合
 - ③ 権利能力なき社団の機関決定に基づき、当該社団の構成員を対象として募集する場合
- 車両の貸し切りを企画しようとする方は、お考えの企画が旅行者の募集等に該当するかどうかなど、旅行業法上の疑義、疑問点がないか、事前にご検討ください。東北6県においてご検討の方は、東北運輸局観光部観光企画課にてご相談をお受けいたします。

なお、地域限定旅行業の登録など旅行業法一般に関するご相談も受け付けております。